

香商連発第50号(E)
令和5年4月27日

各商工会長 殿

香川県商工会連合会
会長 篠原 公七

福祉共済制度における新型コロナウイルス感染症に伴う
「みなし入院（自宅療養者）」の取扱い終了について

平素は、本会事業の推進にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福祉共済制度においては、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設又は自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下、「宿泊・自宅療養」という）は、約款上の「入院」として取り扱い、医療特約及びトータル「がん」プラン（ともにシニアを含む）における入院共済金等のお支払い対象とする特別取扱い（以下、「みなし入院」という）を実施しており、2022年9月26日（月）以降は、「重症化リスクの高い方」を対象に「みなし入院」の取り扱いを継続しておりました。

しかしながら、今般、2023年5月8日（月）以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」とされるとの政府公表を踏まえ、感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更された場合には、同日以降に同感染症と診断された場合の「みなし入院」の取扱いを下記のとおり終了となります。

つきましては、下記内容をご確認の上、被共済者をはじめ関係者から問い合わせがあった場合にはご対応をお願いします。

記

1. 「5 類感染症」に変更された場合の「みなし入院」の取扱いについて

<見直し内容>

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5 類感染症」に変更された場合、現在実施している「みなし入院」(注 1)を終了いたします。

これに伴い、契約始期日に関わらず、2023 年 5 月 8 日 (月) 以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、約款上の「入院」(注 2)に該当した場合にのみ、入院共済金のお支払い対象となります。

<入院共済金等のお支払い対象>

診断日	ケース		
	病院または診療所に入院された場合 (約款における取扱い)	宿泊施設または自宅で療養された場合 (入院の特別取扱い: 「みなし入院」)	
		重症化リスクの高い方(注3)	左記以外の方
2022年9月25日(日)まで	○ お支払い対象	○ お支払い対象	○ お支払い対象
2022年9月26日(月)から(注4) 2023年5月7日(日)まで	○ お支払い対象	○ お支払い対象	× お支払い対象外
2023年5月8日(月)以降	○ お支払い対象	× お支払い対象外	× お支払い対象外

(注 1) 医師等の管理下において宿泊施設又は自宅で療養をされた場合に、「入院」と同等に取り扱うものです。
約款上の「入院」には該当しないものの、社会情勢を踏まえた時限的な措置として実施した経緯があります。

(注 2) 福祉共済約款においては、「医師による治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入院し、常に医師の管理下において治療に専念する」場合に入院保険金等をお支払いする旨定めております。

(注 3) 「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与又は新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊婦」になります。

(注 4) 2022 年 9 月 26 日(月)の「みなし入院」の対象見直しにつきましては、香商連発第 219 号 (R4.9.20 付)「福祉共済制度における新型コロナウイルス感染症に伴う「みなし入院(自宅療養者)」の入院共済金請求対象者変更(限定)について」をご参照ください。

2. 見直しの背景

2023年1月27日(金)の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定を受け、政府より、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、2023年5月8日(月)から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の「5類感染症」に位置づけるとの方針が公表されました。

予定とおり「5類感染症」へ位置づけ変更された場合、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ等と同様の位置づけとなります。また、感染症法の規定を根拠に講じられている「入院措置・勧告」等も適用されないこととなります。

こうした点を踏まえ、2023年5月8日(月)以降に診断された「みなし入院」の取扱いを終了することとしました。

なお、2023年5月7日(日)以前に新型コロナウイルス感染症と診断され「みなし入院」の対象となる方、または約款に定める「入院」に該当する場合は、2023年5月8日(月)以降も変わらず入院共済金のお支払い対象となります。

福祉共済制度の「病気」の補償、トータル「がん」補償及びシンプル「がん」補償は、全国商工会連合会の自家共済と東京海上日動火災保険株式会社の団体総合生活保険が共同で引き受けを行う制度です。

今般の見直しに当たっては、東京海上日動火災保険株式会社における「みなし入院」の運用も踏まえた内容になっています。

3. 早期請求ご協力をお願い

厚生労働省より、My HER-SYSの療養証明書機能について、2023年5月7日(日)までに保健所への発生届出・入力がなされている場合には、同年9月末まで利用可能と発表されています。

2023年10月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮していく観点より、My HER-SYSの療養証明を利用した早期請求にご協力いただきますようお願い申し上げます。

4. 備考

2022年度の福祉共済パンフレット及びチラシ(注5)について、今回の取扱い変更に伴う改訂は行われません。

全国連では、パンフレット等に挟んで使用する案内状を作成中であり、5月8日以降に配布される予定です。

(注5) 共済期間 2022年11月1日午後4時から2023年11月1日午後4時まで